

地域密着型特別養護老人ホーム 第2 やすはら苑短期入所 ご案内

ショートステイ・予防ショートステイ 【定員10名】

- ・施設に短期入所していただき、介護や機能訓練、日常生活上のサービスを提供します。
- ・利用者の生活の向上及びご家庭の身体的精神的負担を軽減することが目的です。

1、このような時にご利用ください。(要支援、要介護と認定の方)

- ① 介護者が病気になって、一時的に介護ができない。
- ② 仕事が一時的に忙しく、介護ができない。
- ③ 冠婚葬祭や旅行のため、家を空ける場合。
- ④ 介護者が介護疲れで困っている。

2、利用料金表

(令和6年8月)

◇ 第2やすはら苑短期入所生活介護 (ショートステイ)

要介護度	介護費 (単位)	介護職員処遇改善 換算後(円)		居住費 (実費)	食費 (実費)	1日(円)		30日(円)	
		1割負担	2割負担			1割負担	2割負担	1割負担	2割負担
要介護1	704	817	1,634	2,240	1,590	4,647	5,464	139,410	163,920
要介護2	772	895	1,790	2,240	1,590	4,725	5,620	141,750	168,600
要介護3	847	983	1,966	2,240	1,590	4,813	5,796	144,390	173,880
要介護4	918	1,065	2,130	2,240	1,590	4,895	5,960	146,850	178,800
要介護5	987	1,145	2,290	2,240	1,590	4,975	6,120	149,250	183,600

※31日以上利用した場合は、自費払い(10割負担金額)が生じます。

※上記料金表の他に、状況に合わせて各種加算が算定されます。

◇ 第2やすはら苑(予防)短期入所生活介護 (予防ショートステイ)

要介護度	介護費 (単位)	介護職員処遇改善 換算後(円)		居住費 (実費)	食費 (実費)	1日(円)		30日(円)	
		1割負担	2割負担			1割負担	2割負担	1割負担	2割負担
要支援1	529	614	1,228	2,240	1,590	4,444	5,058	133,320	151,740
要支援2	656	761	1,522	2,240	1,590	4,591	5,352	137,730	160,560

※上記料金表の他に、状況に合わせて各種加算が算定されます。

- ・利用者負担は1割、2割又は3割となります。(負担割合については、所得金額に応じ、負担割合が記された「負担割合証」が市町村から交付されます。)
- ・介護職員処遇改善加算 所定単位数に0.14(加算率14.0%)を乗じたものです。
- ・金沢市は地域区分(7級地)として、1単位10.17円となります。
- ・利用者を送迎した場合は、片道あたり184単位が加算されます。(送迎加算)

※本資料は1日利用での計算(概算)であり、利用日数が増加すると端数金額が多少増加致します。

※その他の負担

- ・居室に電気製品を持込まれた場合の料金は、テレビ、電気毛布など1点1日70円です。
- ・個人的に身の回りのものを使用する場合は、実費負担となります。

3、申込方法

- ・第2やすはら苑では、居宅介護支援事業所が無いいため直接利用者からの申込みができません。
- ・ショートステイを利用される際は、居宅介護支援事業所の担当ケアマネージャーに相談し、第2やすはら苑に申し込みをして頂く事になります。

4、利用者負担段階第1～3の方は、利用料金の減額が適用されます。

世帯全員が市町村民税非課税の方や生活保護を受けておられる方の場合、施設利用の滞在費や食費の負担が軽減されます。

◇ 滞在費・食費の負担限度額（1日あたり）

対 象 者		利 用 者 負担段階	居住費 (ユニット型個室)	食 費
生 活 保 護 受 給 者		第1段階	880	300
世帯の全員 (世帯を分離して いる配偶者を含 む。)が市町村民 税を課税されてい ない方	老齢福祉年金受給者	第1段階	880	300
	年金収入等 ※80万円以下	第2段階	880	600
	年金収入等 ※80万円超120万円以下	第3段階①	1,370	1,000
	年金収入等 ※120万円超	第3段階②	1,370	1,300
上記以外の方(補足給付の対象でない方)		第4段階	2,240	1,590

※ 公的年金等収入金額(非課税年金を含みます。)+その他の合計所得金額。

※ 預貯金等の金額が、基準額を超える場合には、負担軽減の対象外となります。

年金収入等※80万円以下	第2段階	単身650万円、夫婦1,650万円
年金収入等※80万円超120万円以下	第3段階①	単身550万円、夫婦1,550万円
年金収入等※120万円超	第3段階②	単身500万円、夫婦1,500万円

※ 公的年金等収入金額(非課税年金を含みます。)+その他の合計所得金額。

※ 利用者負担段階の手続きについては、お住まいの市役所・町村役場で認定を受けて下さい。

5、連絡先

特別養護老人ホーム 第2やすはら苑

(事業者番号 1770105912)

〒920-0371

金沢市下安原町東1457番地1

TEL 076-240-6611

FAX 076-240-6670

ショートステイ担当

生活相談員 坂本・長野

